



2026年度新入生版

五中ガイド



寝屋川市立第五中学校

目 次

1. 校訓・教育目標
2. 生徒数及び学級数
3. 日課表・部活動・教科別年間授業数
4. 校舎配置図
5. 生徒心得
6. 給食
7. 保健室
8. 事務室
9. PTA 組織図
10. PTA 規約
11. 学校の安全
12. 緊急時の登下校
13. 入学準備

1 校訓・教育目標

校訓 「試練」

教育目標 「明るく 豊かに たくましく」

- 礼節・・・人を尊び、豊かな心で助けあい励ましあう生徒
- 鍛錬・・・苦しさ能耐え、ねばり強く全力で取り組む生徒
- 責任・・・深く考え、節度を持って行動する生徒

教育方針

あらゆる教育活動を通じて、自己実現に向け「確かな学力」を培い、豊かな人権感覚と実践力に富む生徒の育成を目指す

【三つの大切】

- ①仲間も自分も大切に
- ②やり切ることを大切に
- ③ことばを大切に

めざす子ども像 『自ら考えて行動する生徒』

- ・自ら学び、自ら考え、たしかな学力と実行力を身につけた子ども
- ・心豊かに成長し、自分・仲間・社会を大切にする子ども
- ・コミュニケーション力を身につけ、未来の社会で活躍できる子ども

めざす学校像 『生徒とともに伸びていく喜びを味わえる学校』

- ・一人ひとりを大切にし、集団として高め、自信を育てる学校
- ・変化する社会で生きるための力を身に付け、自ら学ぶ生徒を育てる学校
- ・『未来を創る凜としたこども』を合言葉に、社会の担い手を育てる学校
- ・思いやりとマナーの向上に努め、笑顔あふれる学校＝保護者や地域からの信頼に応える開かれた学校

めざす教職員

「ゴールを共有し、ステージに応じた活躍でチームとして力を発揮する教職員集団に」

- ・一人ひとりの良さや可能性を見つけて認め、全ての生徒を温かく育むことができる教職員
- ・広い視野と先を見通す力を持ち、細やかな心配りができる教職員
- ・学び続ける姿勢を持ち、目標達成のために明るくすすんで行動できる教職員
- ・健康で明るく、生徒・保護者・地域から信頼される教職員
- ・カウンセリングマインドを根幹とした教育相談・保護者対応ができる教職員

2. 生徒数及び学級数（令和8年1月15日現在）

	1 年	2 年	3 年	特別学級	計
学級数	5	5	4	4	18
生徒数	182	184	161	(23)	527

3. 日課表

	授業時間
登校着席	8：35
朝学活	8：40～ 8：45
1 限	8：55～ 9：45
2 限	9：55～10：45
3 限	10：55～11：45
4 限	11：55～12：45
給食	12：45～13：15
5 限	13：40～14：30
6 限	14：40～14：30
清掃	15：30～15：40
終礼	15：40～15：50
一般下校	15：50

※清掃がない日もあります。その場合は、
下校時刻も10分繰り上げとなります。

※完全下校 年間を通じて17：00

教科別年間授業時間数

	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保体	技家	外国語	道徳	総合	特活	合計
1年	140	105	140	105	45	45	105	70	140	35	50	35	1015
2年	140	105	105	140	35	35	105	70	140	35	70	35	1015
3年	105	140	140	140	35	35	105	35	140	35	70	35	1015



体育大会



文化発表会



修学旅行

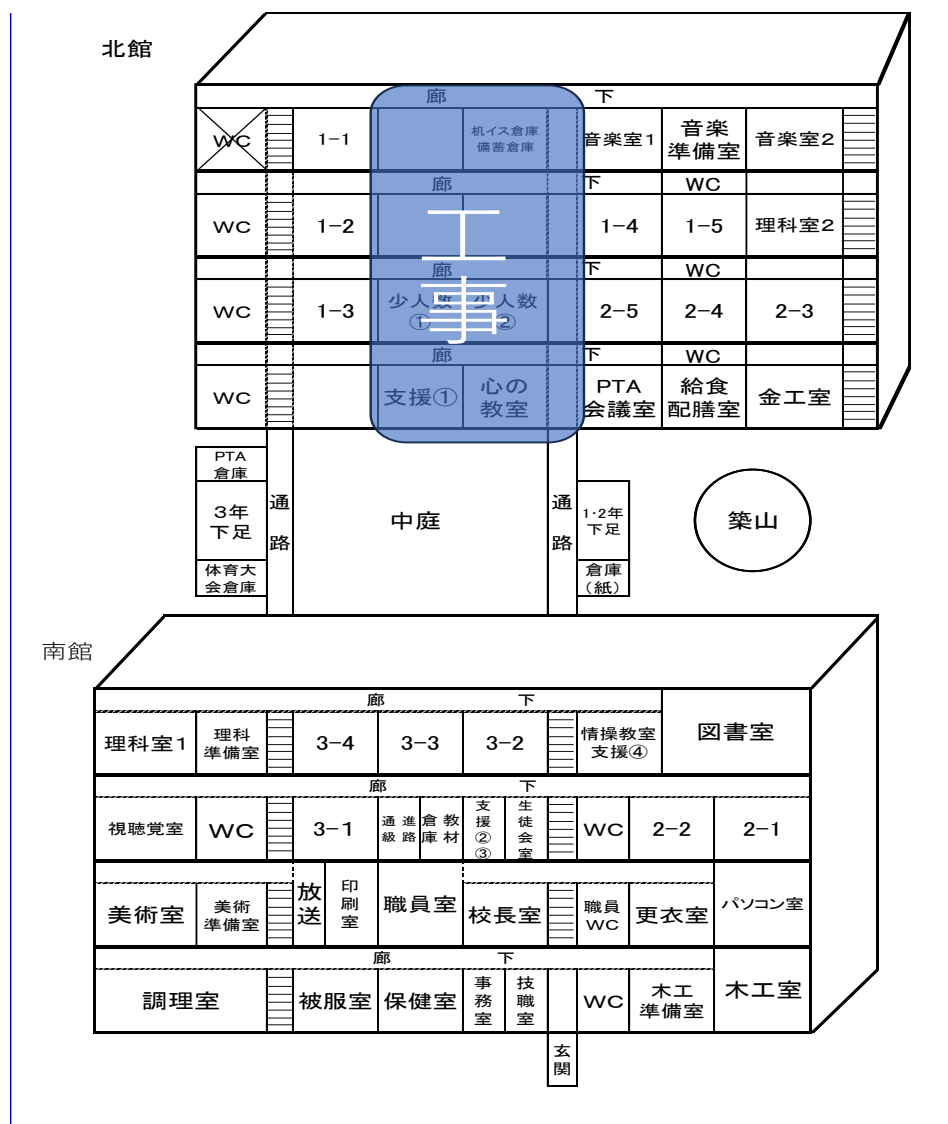
部活動

サッカー部 卓球部 バスケットボール部（男子）（女子） 陸上部
 ソフトテニス部（男子） バレーボール部（女子） ソフトボール部（女子）
 水泳部【※令和8年8月より拠点校クラブ（第一中）へと移行】
 家庭科部 美術部 自然科学部 吹奏楽部

※拠点校クラブ

柔道部（第二中） ラグビー部（第三中） 男子バレーボール部（第六中）
 バドミントン部（第七中） 軟式野球部（第八中） 英語ディベート部（第十中）
 茶華道部（第十中） 囲碁将棋部（友呂岐） ダンス部（友呂岐） 剣道部（中木田）

4. 校舎配置図（令和7年度）



5 生徒心得

第五中学校生徒として誇りを持ち、自主性ある行動と友情によって、良き校風をつくるために努力しましょう。

(1) 身だしなみ

常に清潔であり、生徒としてふさわしいものを身につけるよう心がけよう。

① 頭髪（眉毛・まつ毛も含む）について

☆脱色・染髪（黒染めが落ちてきたものを含む）、パーマ、剃りこみはしない。

☆エクステンションや髪飾り、ヘアバンド、飾りのついたヘアゴム・ヘアピンは使用しない。

② 服装などについて

☆原則、指定の標準服を着用する。（気温・体調に応じて、自分で考えて組み合わせる）

標準服上：ブレザー、長袖ポロシャツ、半袖ポロシャツ

標準服下：ズボン、スカート

☆上靴は学校指定のものを使用し、外靴は運動に適したものとする。

※ 登下校、体育、部活動での安全を考慮し、ハイカット・サンダル・ブーツ等は着用しない。

上靴販売店：キシヤ

価格：1400円(税込み) 所在地：上神田2丁目22-2 TEL 829-0411

☆学校指定の通学カバンを使用する。

☆化粧、ピアス（透明含む）、ネイル、アクセサリー、カラーコンタクトはしない。

詳細は入学後の令和8年度版「生徒心得」にてご確認ください。

(2) 登下校（通学）

交通ルールを守り、安全に登下校しよう。

☆登校は、余裕をもって校門に入るようにする。

☆通学は、交通規則・道徳を守り、徒歩通学する。

また、通学途中、知人に会ったときは、あいさつをする。（自転車通学は禁止です。）

☆登下校中は、買い食いや寄り道をしない。また、登校後は、校門より出ない。

☆下校は、絶対下校時刻までに校門を出る。

☆登下校中は、安全のために名札の名前がわからないようにしましょう。

(3) 校内における心得

規則正しい学校生活が、楽しく送れるよう努力しよう。

☆来校者には、気持ちよくあいさつをする。

☆校長室、職員室、事務室、保健室、技能職員室等の出入りは礼儀正しく行う。

☆校内を美しく保ち、校内の施設・用具を大切に扱う。校内のガスや消火設備には手をふれない。施設・用具・ガラス等を破損した場合は、すぐに担任へ届ける。

☆水などの資源を大切に使う。

☆廊下や階段では、右側を通行し、決して走らない。

☆上靴、下靴のはきかえは、下足室で行う。

☆更衣は、定められた場所で行い、着替えた服の整理整頓をきちんとする。

☆集団行動をするときは、私語をつつしみ、敏速に行動する。

(4) 学 習

しっかり学習できるように、みんなで協力しよう。

☆始業のチャイムと同時に授業を始められるように、静かに学習の準備をする。

☆朝の短学活は、指示されたことを静かに行う。

☆授業中は、私語をつつしみ、真剣に学習する。

☆自習時間は、与えられた課題を静かに行う。

☆終礼学活時間は一日の反省と明日の連絡をする。チャイムとともに終礼学活を始められるように静かに待つ。

☆授業（体育等）における見学は、必ずその教科担任に連絡し許可をうける。

(5) 授業間の休憩（10分間）

☆休憩時間に教室の移動をすませる。

☆トイレに行く程度にして、次の授業の準備をしておく。

(6) 昼食及び昼休憩

☆昼食は、全員で給食を食べる。

☆おはし、スプーンは各自で用意する。

☆食事の前には、手洗いをし、全員そろって会食し、席をはなれたり、大声で話したりしない。全員そろって終わる。

☆室内、廊下で落ち着いて過ごす。

☆昼休憩時はグラウンドで遊んでもよいが、危険な遊びはしない。

(7) 清 掃

清潔な美しい環境のなかで学習できるよう、常に校内を美しくするよう努力しよう。

☆清掃区域は、責任をもって行い、ごみや紙くずはゴミ箱に捨てる。

☆清掃用具は、責任をもって管理し、紛失や破損の場合は、担任へ連絡する。

☆清掃は、短時間に能率が上がるように協力して行う。

(8) 所持品

しっかりと学習できるよう、忘れ物をせず、学習に必要なもの以外は持ってこないようにしよう。

☆所持品には、必ず氏名を記入する。

☆不必要なお金、スマホ、お菓子、おもちゃに類するものは、持ってこない。

※物品購入などでお金を持参した場合は、朝の時点で教員に預ける。

※不要物を持ってきた場合は学校が預かり、連絡して保護者に返却します。

(9) 校外生活の心得

五中生として自覚をもち、正しく安全な校外生活を送りましょう。

☆外出するときは、行き先・用件・帰宅時間を家族の方に伝えておく。

☆地区活動には、積極的に参加する。

☆特別な場所（大型商業施設・ゲームセンター・ボーリング場・映画館・カラオケ等）への外出は、保護者同伴かそれにかわりうる人と行くことが望ましい。その他の所への友達同士の外出は、必ず保護者の許可をもらい、事故や事件に十分注意して行動する。

☆夜間の外出、外泊はしない。

(10) 家庭生活

☆家庭学習は計画を立てて行い、宿題は翌日の用意とともに忘れない。

☆学校からの連絡は、その日のうちに、家族の方に伝える。

☆家庭では、家族の一員として、手伝いや仕事を進んで行う。

☆欠席、遅刻、早退は、必ず当日の始業時（8時30分）までに、さくら連絡網で保護者より学校へ連絡する。※学校電話は8：30より開通します。

(11) 休暇中の心得

☆単独または生徒同士の旅行、キャンプ等は禁止とする。

☆アルバイトは、禁止とする。

☆休暇中に事故等があったときは、すぐに学校へ連絡する。

☆土・日・祝日も含めて学校へ登校するときは、必ず標準服または体操服で登校する。

【生活指導基本6項目】

寝屋川市内の小中学校では、より良き家庭生活・学校生活を送るために、次の項目を重点に取り組んでいきます。ご家庭におかれましても、ご理解とご協力いただきますようお願いいたします。

- | | |
|-------------------|------------------|
| 1. 話を静かに聞くことができる。 | 4. 正しい言葉づかいができる。 |
| 2. 話を受けとめ行動できる。 | 5. そうじができる。 |
| 3. あいさつができる。 | 6. 自ら学び、考え行動できる。 |

【家庭における保護者の役割】

◎子どもの問題行動をどのように考えるか

- (1) 問題行動には、そのような行動をとる理由があります。その子だけの問題としてとらえないで必ずそれを生んだ背景を考えるようにします。
- (2) その背景の一番のポイントは、家庭の中で大人たちの共通理解や認め合いができていくかどうかです。その共通理解が行われるまで、子どもは問題行動をとりつづけることが多いのです。「何を訴えているのだろうか」と・・・考えることが大切です。

◎思春期の子どもたちは

(1) 思春期の子どもの特徴

思春期の子どもたちは、精神的自由を求め、独立を求める行動をとるようになり、いろいろな形で自己主張をします。

①親に支配されたくない。

親に干渉されたくないという気持ちがある反面、親を自分の思いのままにしたいという気持ちはありません。

②親より友達を大切にします。

心理的に独立していきたいという表れで、親を無視しようとしているわけではありません。

③相談相手として親を求めている。

「困っているときに誰に相談するか」という質問に対しては、友達に相談することが多いのですが、子どもたちの問題の内容によって親に求めてきます。

④不安の中の甘えがでる。

身体的な不安、気持ちの上での不安、その中で子どもたちは特に親の愛情を求めてきます。子どもの訴えには、じっくりと聴いてやることを基本に、愛情をこめた対応をお願いします。

(2) この時期の子どものかかわり方

①待つこと、聴くこと、察することが大切です。

②いきなり問題の正面からでなく、まわりから「せまる」ことが大切です。

【心の教室】

本校では、スクールカウンセラーが毎週水曜日に派遣され、生徒・保護者・教職員の相談活動を行っています。生徒に関する気がかりなことがあるときは、気軽に利用してください。

6 給 食

学校給食は、学校給食法に基づいて実施され、成長期にある児童生徒の心身の健全な発達に資するものであり、かつ、児童生徒の食に関する正しい理解と望ましい習慣を養う上で重要な役割を果たすものです。

<寝屋川市の中学校給食について>

寝屋川市では、バランスのとれた食の提供や食育など、成長期における子どもの健康面を考え、平成25年1月から市内の市立中学校12校すべてに給食を導入しています。

令和5年度より民間調理場による給食提供方式に変更になり、対象の中学校へ食缶が配送され、各教室で配膳を行っています。



【食物アレルギーについて】



すべて

のお子さまが、食物アレルギーを起こさず、安全に給食が食べられるように、食物アレルギーの調査の内容をもとに、小学校に準じアレルギーの原因となる食材（アレルゲン）を除去・代替えした対応を行います。その後、お子さまの食物アレルギーについて変更点がありましたら、速やかに担任へ連絡をお願いいたします。

○除去食・・・程度まとめて調理するため、アレルゲン以外の食品も除去することがあります。

○代替食・・・主食・主菜のみとし、副菜はアレルゲンを除去して提供します。

★アレルギー対応をする生徒は、アレルギーの有無を毎日配膳室に行って確認します。（飲用牛乳のみ対応生徒は代替のお茶に名前をつけて提供されるため、配膳室での確認は行いません）アレルギー対応食の提供がある日とない日があるので、ご家庭でもお子様と一緒に確認をお願いします。給食で食物アレルギーを起こさないようにするために、お子さまひとり一人の自覚が何より大切となります。ご家庭でも下記についてお話しいただきますようにご協力をお願いいたします。

- 食物アレルギーがある人は、絶対に他の人の給食を食べないこと。
また、他の人に自分の給食を触られることのないように注意すること。
- 食物アレルギーがある・なしにかかわらず、周囲に食物アレルギーがある人がいることを自覚し、他の人と給食を交換しない。また、あげたりもらったりしないこと。
- 食品に触れただけでアレルギーを引き起こすこともあるため、給食当番活動中に歩き回ったりしない。周囲をよく注意すること。
- 給食を食べた後、体調が悪くなったときは、すぐに先生に報告すること。



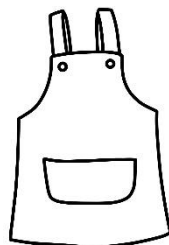
全ての料理のおかわりができません

全ての料理のおかわりができます

※食物アレルギー等対応生徒は、お玉にアレルゲンがついていたり、盛り合わせの食材が混入したりする可能性があるため、アレルギー対応食の提供がある日はおかわりができません。

【お願い】

給食を教室で配膳するため、給食当番はエプロン・帽子（三角巾）・マスクが必要となります。小学校の調理実習等で使用していたもの等、ご家庭でご用意いただき、使用後の洗濯もお願いします。また、お箸・スプーンは各家庭から持参してください。



7 保健室

【はじめに】

学校には保健室を設けることになっています。保健室は、学校で発生した病気やけがの救急処置、健康診断、健康相談等保健管理上の機能のみでなく、全生徒の健康状態を把握・分析し、問題解決のための教育活動を行う保健センターとしての機能を有し、学校保健の中心の場となっています。専門の養護教諭がいて、子どもたちが健康で楽しく、安全に学校生活を送ることができるようにサポートをします。また健康上など、困ったことや心配なことがあったときに相談できる場所でもあります。

【1、入学前後の健康管理】

中学校は、教科担任制やクラブ活動など、小学校とは学校生活も大きく変わり、また交友関係も変化するため、子どもたちは、入学後は特に不安と緊張から心身の疲れを訴えることがあります。ご家庭においては、お子さまとできるだけ会話の時間をもち、お子さまの様子の観察をお願いします。また日頃と違った様子があれば、早めに担任と連絡を取るようしてください。お子さまが、心もからだも健康で楽しい学校生活が送れるように、ご家庭と協力していきたいと思っています。

【2、家庭での生活管理】

お子さまが充実した学校生活を送るために、ご家庭でもお子さまの健康管理には十分お気をつけください。

＜朝、お子さまを学校に送り出すときに注意していただきたいこと＞

- ① 昨夜はよく寝たか？
- ② 元気はあるか？（顔色はどうかなど）
- ③ 熱はないか？
- ④ 食欲はあるか？
- ⑤ 排泄はすませたか？

子どもたちが心も身体も元気に過ごすためには、規則正しい生活が非常に大切です。特に睡眠不足や便秘は、体調不良で保健室を来室する生徒からよくきかれます。ご家庭でも、お忙しいとは思いますが、よい生活リズムで過ごせるよう見守っていただけるとありがたいです。できるだけ、お子さまがいつ寝ていつ起きたかを見守っていただき、朝はトイレに座って排便する時間を取り登校させてください。

【3、慢性疾患等】

喘息・腎臓疾患・心臓疾患・脳波異常などの疾患をお持ちで、継続的な管理が必要なお子さまは、その症状や配慮事項等についてお知らせください。職員間で情報を共有し、いざというとき適切な処置がとれますように、お分かりの慢性疾患・持病はできるだけ詳しく学校にお知らせください。詳細は、入学時にお配りします「安全カード」と「健康カルテ」にご記入ください。

【4、学校で行う健康診断】

主な健康診断は、毎年4～6月にかけて行われます。これは、一人ひとりの健康状態を、ご家庭・教員・そしてお子さま自身が知り、より健康な状態で学校生活を送れるようになるためのものです。学校で行われる健康診断は、「ふるい分け検査（スクリーニング検査）」と呼ばれるもので、心や体に問題をかかえていたり、病気の疑いがあったりするお子さまを見つけ出し、お子さまの健康状態を把握することを目的としています。病院等とは違い、きちんとした診断を出すことはありません。ご家庭や地域での普段の様子とあわせて、お子さまの心とからだを見守っていただけたらと思います。

学校より受診のお知らせが届きましたら、医療機関で診断をお受けください。疾病によっては水泳授業等に参加できないこともあります。できるだけ早く受診していただき、結果を学校までお知らせください。健康診断や調査票から知り得たお子さまの情報は、外部に漏らすことはありません。

<健康診断の項目>

- | | |
|---------------|--------|
| ① 発育測定（身長・体重） | ② 尿検査 |
| ③ 心臓検診（心電図） | ④ 結核検診 |
| ⑤ 視力検査 | ⑥ 聴力検査 |
| ⑦ 耳鼻科検診 | ⑧ 眼科検診 |
| ⑨ 歯科検診 | ⑩ 内科検診 |



【5、学校感染症】

○学校感染症と出席停止

学校には学校感染症として決められた病気があります。その病気にかかった時は出席停止となり、その期間は欠席扱いになりません。必ず学校へご連絡ください。

その際、診断書は必要ありません。

○主な学校感染症

病名	主な症状	潜伏期間	出席停止期間
新型コロナウイルス感染症	発熱・咽頭痛・咳・頭痛・ 下痢・鼻水 (嗅覚異常・味覚異常)	1～14日 (約5日)	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
インフルエンザ	悪寒・頭痛・高熱・倦怠感・筋肉痛など	平均2日	発症から、5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで
麻疹 (はしか)	眼の充血・咳・鼻水・発熱・ コプリック斑・発疹	8～12日	発症から、解熱した後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺・顎下腺・舌下腺の腫脹	16～18日	発症から、耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日間を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
水痘 (みずぼうそう)	発疹(紅斑、水疱、膿疱、かさぶたの順に変化する)	14～16日	発症から、すべての発疹が痂皮化するまで
風疹 (三日ばしか)	発疹・リンパ腺の腫れ	16～18日	発症から、発疹が消失するまで
百日咳	特有の咳	7～10日	発症から、特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌薬療法が終了するまで
咽頭結膜熱 (プール熱)	高熱・咽頭痛・頭痛・食欲不振・ 結膜充血	2～14日	発症から、主要症状が消退した後2日を経過するまで

その他：結核・髄膜炎菌性髄膜炎・出血性大腸菌感染症・流行性角結膜炎・急性出血性結膜炎は、発症から、医師により感染のおそれがないと認められるまでが出席停止期間です。

※上記以外の感染症についても、主治医の指示を受けていただき学校までご連絡ください。

※インフルエンザ等については、流行期に学校(学年・学級)休業を行うことがあります。

【6、学校で体調が悪くなったときの対応】

- ① お子さまの訴えを聞き、体温・顔色・朝食・排便・睡眠の状況から、症状の程度を判断します。教室等で授業を受けることが可能と判断される場合は、原則として教室に戻り、教科担任や学級担任が経過を観察します。
- ② 授業を受けることが不可能な場合は保健室で一時的に休養し経過を観察しますが、発熱などの内科的な原因については医療措置ができませんので、ご家庭に連絡し帰宅のうえ、医療機関の受診や自宅療養をお願いしています。生徒が一人で帰宅することが困難な場合は、保護者の方にお迎えをお願いすることがあります。

- ③ けがや病気の応急処置や一時休養の処置はできますが、薬などの投与は保健室ではできません。また、長時間の看護処置もできかねます。

- ※帰宅の場合
- ・ 発熱している場合
 - (めやす) ・ 頭痛や腹痛等の痛みが激しい場合
 - ・ 休養後、回復の見込みがない場合
 - ・ 出席停止となる前述の学校感染症の疑いがある場合

【7、学校でけがをしたときの対応】

- ① 病院を受診する必要のない軽度のけがの場合は、保健室で応急処置をします。また、継続的なけがの処置はできかねます。
- ② すぐに病院受診が必要と判断したけがについては、学校から病院へ連れて行きます。受診する病院については、原則として家庭連絡をとり、確認させていただきます。※生死にかかわるようなけがの場合は、速やかに救急搬送を行います。
- ③ 学校管理下でのけが（登下校・授業中・休み時間など）の医療費は、日本スポーツ振興センターや寝屋川市PTA安全共済会より後日給付されます。詳しくは【9】【10】をご参照下さい。

※学校でのけがで、ご家庭より病院へ行かれた場合は、学校に連絡をお願いします。

【8、安全カード】

安全カードは、お子さまの身に緊急事態が発生した際に、一刻も早く適切な対応ができるように、学校に常備しておくカードです。

※勤務先・緊急連絡先が変わった場合は、必ず担任に連絡してください。

【9、日本スポーツ振興センター】

学校管理下で起きたけがや疾病（医療点数が500点以上のもの）について、医療費の支給を行います。支給の申請の手続き後、支給を受けるまで約3ヶ月から4ヶ月かかりますので、医療機関への支払いは、ご家庭で立て替えていただく形になります。掛け金につきましては、寝屋川市と保護者の双方が負担しています。

◎保護者負担額 460円

学校管理下とは・・・

- ①登下校中（所定の通学路を通っている時）
- ②授業中・部活動中
- ③始業前・業間休み・昼休み・放課後
- ④学校行事の時（校外学習・修学旅行・スキー学習など）

⑤その他、以上の場合に準ずるものとして定める場合

【10、寝屋川市校舎 PTA 協議会安全共済会】

学校管理下で起きたけがや疾病について、日本スポーツ振興センターの支給対象とならないもの（医療点数が500点未満のもの）について災害給付を行います。
また、医療期間に応じて見舞金の支給を行います。掛金につきましては、寝屋川市と保護者の双方が負担しています。

◎保護者負担額 100円

【11、医療券】

学校病治療において、要保護者（生活保護家庭）や準要保護者（就学援助家庭）については、その治療費が公費負担となります。

《医療券の対象となる学校病》

- ①トラコーマ及び結膜炎（目の病気）【視力低下（近視や乱視等）は含みません】
- ②白癬、疥癬、膿痂疹（皮膚の病気）
- ③中耳炎（耳の病気）
- ④慢性副鼻腔炎及びアデノイド（鼻とのどの病気）
- ⑤う歯（むし歯）
- ⑥寄生虫病（ぎょう虫など）【頭じらみなどは含みません】

※アレルギー性鼻炎・急性副鼻腔炎は、学校病の対象にはなりません。

アレルギー性副鼻腔炎・アレルギー性結膜炎につきましては、平成30年4月1日より学校病の対象外になりました。

《医療券の発行》

年度初めて医療券発行を希望される場合は、就学援助申請時に教育委員会で受け取られる「医療券発行申請書」に必要事項を記入し、担任または保健室へご提出ください。

継続して治療する場合は、担任または保健室にお申し出ください。その際「医療券発行申請書」は必要ありません。

※医療券は月ごとに必要です。また、診断を受ける医療機関（歯科・眼科・耳鼻科など）ごとに必要になります。

8 事務室

事務室では、下記の業務を主に行っています。

- ① 庶務⇒各種証明書(学生割引証等)の発行
- ② 財務⇒物品発注、管理業務等
- ③ 学校納入金集金⇒郵便局引落管理業務
- ④ 学年教材費⇒教材発注、支払い業務
- ⑤ 就学援助⇒就学援助費、特別支援教育就学奨励費等

これらに関することでお聞きになりたいときは遠慮なくお問い合わせ下さい。

学生割引証

生徒が、JRの鉄道航路を「片道の営業キロで100キロを越えて」乗車する場合、学生割引を適用することで運賃（特急料金等を除く）が2割引になります。

【手続き方法】

- ① 学校に学割を利用したい旨を申し出て下さい。
- ② 「学割申込書」に必要事項を記入の上、提出して下さい。
- ③ その場で、「学校学生生徒旅客運賃割引証」を発行いたします。

【使用方法】

窓口で乗車券を購入時に、「学校学生生徒旅客運賃割引証」と「生徒証明書」を提示して下さい。

【注意事項】

- ☆ 「学割申込書」は保護者をご記入下さい。
- ☆ 「学割証」の有効期限は、発行日より3ヶ月間です。
- ☆ 「学割証」を使用しなかった場合は、学校へ返却して下さい。



学校運営の経費

学校運営に要する経費は、学校教育法によってその設置者が負担することとなっていますが、現実には公費(寝屋川市が負担する経費)と私費(保護者が負担する経費)によって負担されています。

私費(学校納入金)には、「学年教材費」「生徒会費」「給食費」があります。「PTA 会費」については、PTA より委託されて集金しています。

※その他に、副教材や林間学習、修学旅行等に必要な費用の集金があります。

【学校納入金の集金方法】

学校納入金の集金につきましては、事故・盗難等の防止のため、郵便局の口座振替により行っています。4月中旬頃に年間の集金額をお知らせいたします。

【手続き方法】

①(郵便局口座の無い方のみ)郵便局口座の開設

※兄弟が在籍している家庭は、ひとつの口座から振替が可能です。

※通帳名義人は、生徒・保護者どちらでも可能です。

※口座開設時には、通帳名義人の住所や氏名を証明できるもの・届出印等が必要です。

②(全員)「自動払込利用申込書」(2枚複写)の提出

必要事項を記入の上、通帳と届出印を持って3月中旬までにお近くの郵便局へ提出し手続きを行って下さい。生徒一人につき1枚必要ですので、既に本校に兄弟がいる場合でも手続きをお願いいたします。

振替日	毎月3日(再振替日15日)土日祝の場合は翌営業日
振替月	5月から9月まで(8月を除く)
学校納入金額	(参考:令和7年度1年生 1年間) ・学年教材費 14,510円 ・生徒会費 2,400円 ・給食費 0円(寝屋川市の施策で無償)・PTA会費 3,600円 ※振替手数料(1回につき10円)が合わせて引き落としされます。

☆林間学習の積立金

集金は旅行者への直接支払いで、費用は25,000円程度を予定しています。

☆副教材の販売(各教科のワーク、リコーダー等)

4月に学校納入金とは別に現金にて集金いたします。

詳しい金額等は決定次第、お知らせいたします。

〔自動払込利用申込書の記入例〕

自動払込利用申込書		申込専用
<p>※太枠内にボールペンではっきりとご記入ください。 ※「お届け印」欄には、通常貯金のお届け印を押してください。 ※総合口座通帳を併せて、ご提出ください。 ※最近お受取りになった領収書をお持ちの場合は、窓口にご提示ください。</p>		
お申込人	郵便番号 () おところ	寝屋川市〇〇町〇〇丁目〇番〇号
	フリガナ	ネヤガワ ゴロウ 寝屋川 五郎 様
	記号番号	1 1 2 3 0 1 2 3 4 5 6
<p>通帳の記号・番号を 通帳を見て正確に記入</p>		<p>口座の名義人・フリガナ・住所を記入</p>
<p>通帳に記載のある方のみご記入ください。</p>		<p>郵便局の届出 印鑑</p>
<p>▼お申込みの日から払込みが開始される日までの期間を1か月以上あけてご記入ください。 ▼払込日は収納加入者さまにご確認の上、ご記入ください。</p>		
払込先	加入者名	寝屋川市立第五中学校
	口座番号	00960-9-129603
<p>払込開始月 8 年 5 月から 払込日 毎月 3 日 (再払込日 15 日) 土・日・祝日の場合は翌営業日</p>		
払込金の種別	<input checked="" type="checkbox"/> 電気料金 20 <input checked="" type="checkbox"/> 住宅使用料 25 <input checked="" type="checkbox"/> 授業料等 29 <input checked="" type="checkbox"/> 割賦代金 34	
	<input checked="" type="checkbox"/> ガス料金 21 <input checked="" type="checkbox"/> 公庫償還金 26 <input checked="" type="checkbox"/> 購読料 31 <input checked="" type="checkbox"/> 税金 35	
	<input checked="" type="checkbox"/> 水道料金 22 <input checked="" type="checkbox"/> 育英会返還金 27 <input checked="" type="checkbox"/> 年金保険 32 <input checked="" type="checkbox"/> 集金 0	
	<input checked="" type="checkbox"/> 電話料金 23 <input checked="" type="checkbox"/> 各種保険料 28 <input checked="" type="checkbox"/> 会費 33 <input checked="" type="checkbox"/> 30	
<p>▼「ご契約者欄」はお申込人とご契約者の「おところ・おなまえ」が異なる場合にご記入ください。</p>		
ご契約者	郵便番号 () おところ	
	フリガナ	ネヤガワ ダイジロウ 寝屋川 大次郎 様
	日中ご連絡先電話番号	携帯 会社 自宅
<p>生徒氏名・フリガナを記入</p>		
備考	日附印	
	印鑑照合	受付

就 学 援 助

経済的な理由等でお困りの保護者に対して、就学援助費、特別支援教育就学奨励費、生活保護家庭への教育扶助費等があります。

① 就学援助費

寝屋川市では、生徒が安心して学校生活を送れるよう、学用品費や修学旅行費等学校に必要な費用を援助する制度があります。

詳細につきましては、入学式当日に教育委員会からのお知らせを配布する予定ですので、そちらをご覧ください。

② 特別支援教育就学奨励費

支援学級に在籍する児童生徒または、学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童生徒の保護者に対して、学用品費や修学旅行費等学校に必要な費用を一部援助する制度があります。案内や手続き方法につきましては、6月頃にお知らせを配布する予定です。

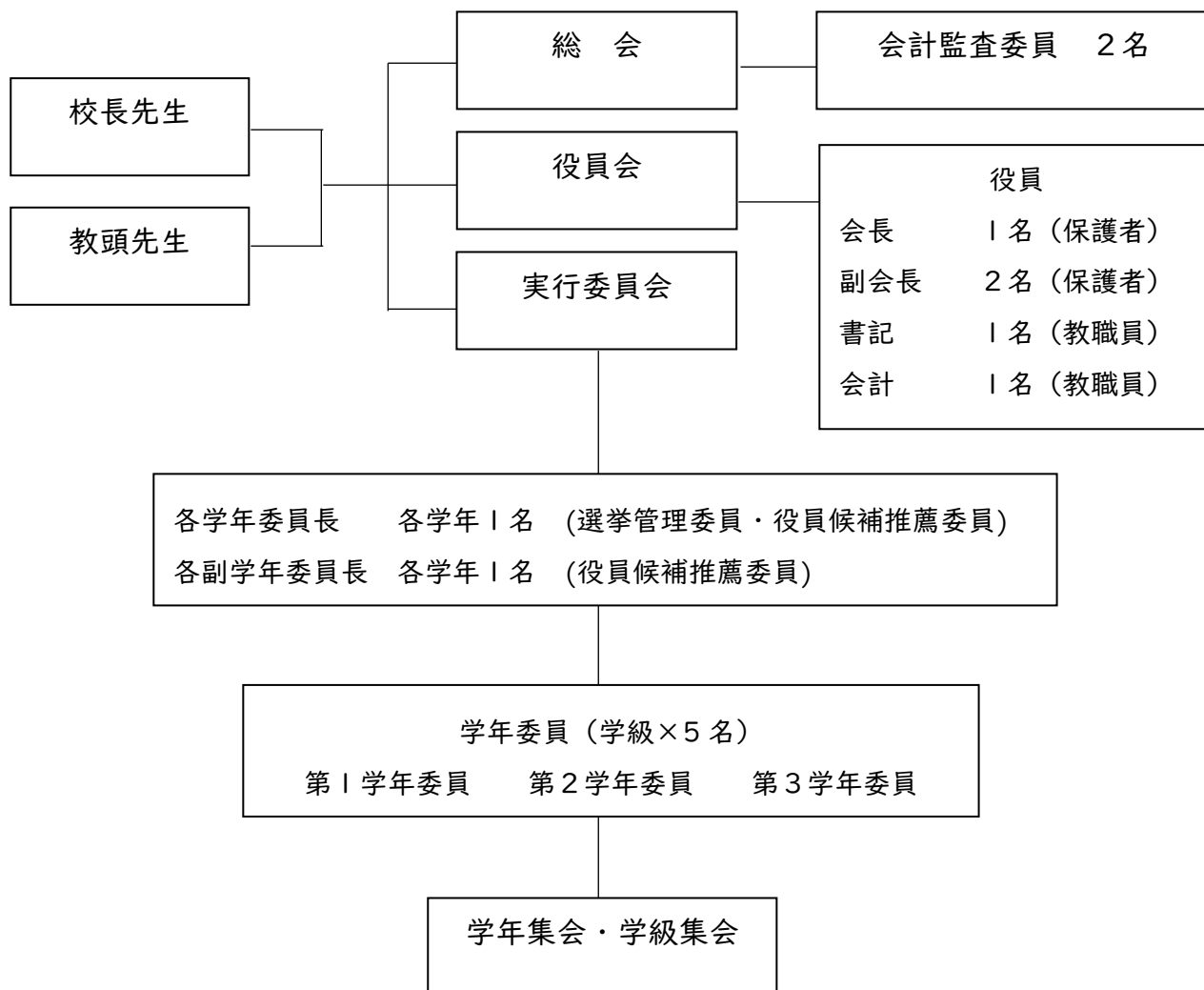
③ 生活保護家庭への教育扶助費

生徒が安心して学校生活を送れるよう、学用品費や修学旅行費等学校に必要な費用を扶助します。



9 PTA 組織関係図

寝屋川市立第五中学校 PTA 組織関係図



10 PTA 規約

PTA 規約

本会は、規約第1章の目的達成のために次の通り主張する。

1. 家庭に対し

生徒の人格形成はその基盤が家庭にあることを考え、家庭生活研究の機会をつくとともに強く呼びかける。

①家庭における各人の人格を尊重する民主的な家庭のあり方を育成するとともに躰の指導に重点をおく。

②家庭における安全な生活と学習の習慣をつける指導に重点をおく。

③正しい判断力と良き家庭生活維持のため家庭に奉仕する勤労の態度を養うことに留意する。

2. 社会に対し

将来の良き社会人育成のため社会環境の改善と生徒の福祉のため努力する。

①校区内を物心両面ともに健全な生活ができる地域に改善する努力をする。

②健全な人格形成をめざし、古い習慣にとらわれず、清純、平等を旨とした交際により、校区内道義のより向上をめざし努力する。

③市内の福祉施設への理解とその活動に協力する。

3. 学校に対し

より豊かな知識と人格形成の場である学校が一段の発展をするために、

①施設の充実と学習環境の整備、教員の研修に協力する。

②生徒の知識、人格の向上に留意し、常に学校との連携によって幸福の向上のため努力する。

第1章 総 則

(名称及び事務所)

第1条

本会は寝屋川市立第五中学校PTAと称し、事務所を寝屋川市立第五中学校内におく。

(目 的)

第2条

本会は次の事項を目的とする。

1. 現代の教育を理解し、家庭、学校、社会における生徒の福祉を増進する。

2. 会員の家庭生活について教養を高めるとともに会員相互の親睦と繁栄をはかり、教育に関する義務についての理解を深める。

(方 針)

第3条

前条目的達成のために次の基本方針により会務を遂行する。

1. 教育を本旨とした民主団体として活動する。
2. 非営利的、非宗教的、非政党的であり、いかなる営利的企業も支持せず、又いかなる職務の候補者も推薦しない。
3. 本会の運営はどこまでも自主独立団体であって、他のいかなる団体からも支配や干渉をうけない。
4. 教育委員会の委員と学校教育問題について討議し、その活動をたすけるために意見を具申し、資料を提出するが直接学校管理や人事に干渉しない。
5. 国及び地方公共団体の適正な教育予算を得るために努力する。

第2章 会 員

(会員の資格)

第4条 本会の会員は寝屋川市立第五中学校に在籍する父母又はこれに代わる資格のある者(以下保護者と称す)及び勤務する教職員とする。

(権利と義務)

第5条

1. 会員はすべて平等の権利と義務を持ち、役員や委員になることができ総会に出席して動議の提出賛否の表明ができる。但し、校長、教頭は役員にはなれないが各種の会合に出席して意見を述べることはできる。
2. 会員はすべて所定の会費を納めなければならない。
3. 全ての会員は本会の決議事項について協力しなければならない。

第3章 役 員

(役 員)

第6条 本会の役員は次の通りとする。

- | | |
|-------|----------|
| 1、会 長 | 1名 (保護者) |
| 1、副会長 | 2名 (保護者) |
| 1、書記 | 1名 (教職員) |
| 1、会計 | 1名 (教職員) |

(任 期)

第7条

1. 役員任期は4月1日より始まり翌年3月31日までとする。再任は妨げない。
2. 役員に欠員が生じた時の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(任 務)

第8条

役員の任務は次の通りとする。

1. 会 長

イ. 本会を代表し、総会、実行委員会を招集し、その遂行の責に任ずる。

ロ. 他の役員の同意を得て選挙管理委員、役員候補推薦委員を除く他の委員の委嘱を行う。

2. 副会長 会長を補佐し、会長に支障あるときはその代理をつとめる。

3. 書 記 総会、各委員会等の議事を記録し、各会合の開催通知等の事務の一切を行う。

4. 会 計 本会の会計事務を司り、年一回の会計監査をうけ総会において報告しなければならない。

第4章 総会及び集会

(総 会)

第9条

総会は本会の最高議決機関であって全会員をもって構成し、予算・決算・行事計画その他重要事項を審議議決し、少なくとも年2回は開かねばならない。(書面による開催も含む)但し、会長が必要と認めた時、又会員の3分の1以上の要請があった時は臨時に開くことができる。

(定 足 数)

第10条

1. 総会は全会員の3分の1の回答がなければ議決できない。但し、止むを得ない事由により

出席できない時は委任状を提出して出席に代えることができる。

2. 議決は出席者の過半数による。但し、少数意見といえどもこれを尊重し、議事録に記録しておく。

(招集通知)

第11条

議会を開催するためには、少なくとも5日前にその日時・場所・議案を全会員に通知しなければならない。

(総会議長)

第12条

総会の議長はその都度選出する。

(集 会)

第13条

集会は次の通りとする。学年集会(学級集会を含む)

(学年集会)

第14条

学年(学級)の全員集会であって、その学年(学級)の事項に関して協議する。

(招集について)

第15条

1. 学年集会(学級集会)は会長の承認を得て学年委員長が招集する。
2. 集会を開くには少なくとも3日以前に日時・場所・議題を対象会員に通知しなければならない。

第5章 実行委員会

実行委員会は総会に次ぐ議決機関であって重要事項を審議する。

(構成)

第16条

1. 実行委員会は役員、常任委員長、及び校長、教頭で構成する。
2. 実行委員会において決議された事項については全ての実行委員は目的達成のため協力をしなければならない。
3. 会計監査委員長、関係学校教職員は会長の承認を得て実行委員会に出席して意見を述べるができる。

(任務)

第17条

実行委員会の任務は次の通りとする。

1. 総会で議決された事項の処理。
2. 常任委員会立案の事業の具体的計画を審議する。
3. その他運営に必要な事項の審議と処理。

(委員会の招集)

第18条

1. 実行委員会は会長が必要と認めた時又は委員の過半数以上の要請があった場合、臨時に実行委員会を開くことができる。
2. 実行委員会を開催するには少なくとも3日以前に日時・場所・議題を通知しなければならない。

第6章 委員会

(種類)

第19条

委員会は会計監査委員会・常任委員会・選挙管理委員会・役員候補推薦委員会・特別委員会とする。

(会計監査委員会)

第 20 条

1. 会計監査委員は 2 名とし、その年度の会計を監査し総会においてその結果を報告する。
2. 会計監査委員は役員候補推薦委員会より推薦され、総会の承認を得るものとする。
3. 会計監査委員長は会計監査委員の互選とする。

(常任委員会)

第 21 条

常任委員会として次の委員会をおく。

- 1 学年委員会・2 学年委員会・3 学年委員会

(常任委員会の構成)

第 22 条

学年委員会はその学年の学級より互選された 5 名の学級委員と学級担任及びその学年所属の教職員で構成し選ばれた学級委員のうちより 2 名を互選して学年委員長、副委員長とする。

(常任委員会の任務)

第 23 条

学年委員会はその学年の学校教職員と協力し、教育環境の改善及び整備に当たるとともに保護者の連携を強化する。

(委員会の招集)

第 24 条

委員長が必要と認めた時は会長の承認を得て委員長が招集する。

(特別委員会)

第 25 条

1. 特別委員会は特別の目的遂行のため特に必要と認めた時、実行委員会の決定により設置する。
2. 委員会の定数はその都度協議決定し、委員長はそのうちより互選する。
3. 委員会は所定の目的任務終了とともに解散するものとする。

(選挙管理委員会)

第 26 条

1. 選挙管理委員会は 3 名をもって構成し、次期役員及び会計監査委員の選挙に関する事務を処理する。
2. 選挙管理委員は各学年長とする。選挙管理委員長は 3 学年委員長とする。
3. 選挙管理委員の任期は次期役員選挙の終了とともに終わる。

(役員候補推薦委員会)

第 27 条

役員候補推薦委員会は 7 名をもって構成し次期役員及び会計監査委員の推薦をする。

- イ. 各学年委員の委員長・副委員長の 6 名を選出する。
- ロ. 学校教職員より 1 名を選出する。
- ハ. 役員候補推薦委員の任期は次期役員選挙の終了とともに終わる。

第7章 会 計

(本会の財源)

第28条

本会の経費は会費と事業収入及び自発的な寄付で支弁する。

(会 費)

第29条

会費は一口につき月額300円とし、一家庭に一口を基準とする。

(会費の使用)

第30条

会の資金は第1章第2条の目的の達成のため以外に使用してはならない。

(会計年度)

第31条

本会計年度は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第8章 規約改正

第32条

この規約は総会において出席者の過半数以上の賛成を得て改正することができる。

附 則

本規約は昭和44年5月18日より施行する。

役員選挙に関する内規

第1条

役員候補推薦委員会は会長1名・副会長2名・会計監査委員2名の候補者を推薦し、選挙管理委員会に届けなければならない。

第2条

1. 会員は会員20名以上の推薦あるときは、役員候補者として立候補できる。
2. 前項候補者は候補者及び推薦者の連名で選挙管理委員会に届けなければならない。

第3条

選挙管理委員会は本内規の第1条、第2条の届け出を受けた時はできるだけ早い時期に会員に通知しなければならない。

第4条

選挙管理委員会委員の氏名は決定次第、会員に報告しなければならない。

第5条

本会の役員は選挙総会により無記名投票の結果、多数決で決定される。但し、候補者の数が役員定数と同数の場合は無投票により決定できる。

改 正

昭和53年10月30日

昭和58年3月17日

昭和58年10月30日

平成4年3月16日

平成12年3月17日

平成12年10月22日

平成15年3月15日

平成19年5月13日

平成22年5月16日

平成23年3月15日

平成26年3月17日

平成27年3月17日

令和6年5月10日

寝屋川市立第五中学校 PTA 慶弔規定

昭和 47 年 7 月起

1. 会員及び生徒が死亡したときは、弔旗を伴い、下の香料を贈り、会長または代理者、地区長及び当該学年委員が会葬する。 香華料 5, 0 0 0 円
2. 会員及び生徒で PTA 行事への参加途中、もしくは帰宅途中における交通事故等によって、入院加療 7 日以上の場合は、次の見舞金を贈る。見舞金 3, 0 0 0 円
3. 本市の教育関係者で慶弔の該当のあるときは、市内の他の PTA と連携しその意を表す。
4. その他、必要に応じて慶弔の意が必要なときは、実行委員会において審議し処理する。

附則

1. 本内規の改正を要するときは、実行委員会にはかり、その同意を得なければ改正することはできない。
2. 会葬の場合、会長（または代理者）は、香料を携行し学校教職員は、自己の名刺または学校長の名刺に付記して会葬する。
3. 本規定による金品の贈与にたいしていかなる事由によっても、一切の返礼をしてはならない。

(改正。昭和 5 5 年 5 月 1 7 日)

(改正。昭和 5 6 年 5 月 1 6 日)

(改正。昭和 5 7 年 4 月 2 4 日)

(改正。平成 3 年 5 月 1 1 日)

(改正。平成 1 5 年 2 月 2 8 日)

11 学校の安全

次の要領で学校の安全・安心のため保護者証の着用のお願いと門の施錠を実施しておりますので、ご協力をよろしく申し上げます。



1. 保護者証の着用について

- ①入学式後、各ご家庭に2つずつ配付致します。保護者名のご記入を願います。（入学年度別カラー）
- ②来校時は、保護者証の着用をお願いします。正門のインターホンで確認いたします。オートロックを解錠しますので、通用門より入校してください。
- ③授業参観、三者懇談会など、保護者の方の来校時は正門を開け、受付を設置しますので、保護者証の着用をお願いします。保護者証をお忘れになられると受付にて記名していただき、仮保護者証を貸し出します。お忘れのないようお願いします。
- ④体育大会、文化祭等、多数の方の来校が予想されるときは、当日限りの入校証等を別途お配りし、着用をお願いする場合があります。
- ⑤平日、生徒の登校が済みましたら西門は閉鎖します。正門（体育館側）のみの利用しかできません。

2. 通用門の施錠について

- ①来校時はインターホンで職員室にご連絡願います。通用門はオートロックです。
- ②インターホンを通して通用門の解錠を行います。入校後は必ず閉じてください。
- ③出校時は、レバーを回せば解錠できます。出校後は必ず閉じてください。



12 緊急時の登下校

1. <気象警報発表時の対応>

【暴風警報・特別警報発表時】

1	午前7時現在で警報が発表されている場合	<ul style="list-style-type: none"> 生徒の登校は見合わせ、自宅待機とする。 <給食について> <ul style="list-style-type: none"> 給食は中止とする。
2	午前9時までに警報が解除された場合	<ul style="list-style-type: none"> 午前10時を始業とし、午前授業までとする。 自宅周辺状況により保護者の判断で登校を見合わせる場合は、その旨を学校に連絡することとする。 安全確保の観点から自宅学習を選択し、オンライン授業を実施した場合は、指導要録上「オンラインを活用した特例の授業」として記録し、「出席停止」とする。
3	午前9時現在で警報が解除されていない場合	<ul style="list-style-type: none"> 臨時休業とする。
4	生徒が在校時に警報が発表された場合	<ul style="list-style-type: none"> 気象情報に注意し、下記の措置をとる。 ① 直ちに緊急一斉下校の措置をとる。 下校に際しては、生徒の安全を第一に考え、教職員が付き添うとともに、さくら連絡網等で保護者に連絡する。 <u>※但し、特別警報の際は、①はなく、即②の保護者への引き渡しによる下校措置とする。</u> ② 緊急一斉下校が、危険であると判断される場合は、生徒の安全に十分配慮の上、生徒を校内にとどめ、さくら連絡網等で保護者に連絡し、保護者への引き渡しによる下校措置をとる。 ③ 保護者不在家庭に対しては、生徒を校内にとどめる等、実態に応じた措置をとる。 【警報解除の時】 <ul style="list-style-type: none"> 生徒を校内にとどめた場合、被害状況、特に道路状況を把握し、適切な措置を講じる。

【大雨警報等発表時】

1	大雨警報・洪水警報 大雪警報発表時	<ul style="list-style-type: none"> 通常授業とする。 自宅・周辺状況により保護者の判断で登校を見合わせる場合は、その旨を学校に連絡することとする。 安全確保の観点から自宅学習を選択し、オンライン授業を実施した場合は、指導要録上「オンラインを活用した特例の授業」として記録し、「出席停止」とする。
---	----------------------	---

2. 【地震発生時の対応】

1	生徒が在宅時	<p>【震度4以下の場合】原則、平常授業とする。（被害状況によっては、臨時休業や始業時刻繰り下げの措置をとる場合もある。）</p> <p>【震度5弱以上の場合】臨時休業とする。</p>
2	生徒が登下校中	<p>大きな揺れを感じた場合、落下物がない場所等、安全な場所に一時避難し、揺れが収まった後、原則学校に避難させる。その後、速やかに生徒の安否確認を行う。</p> <p>【震度4以下の場合】校舎等の設備点検を行い、異常がなければ授業を行う。下校時は、通学路の安全確認の後、教職員の付き添いも含め、安全に配慮して下校させる。（被害状況によっては、必要に応じ、緊急連絡網等で保護者に連絡する。）</p> <p>【震度5弱以上の場合】臨時休業とし、大きな余震が予想されることから、保護者への引き渡しによる下校措置をとる。保護者不在家庭に対しては、生徒を校内にとどめる等、実態に応じた措置をとる。</p>
3	生徒が在校時	<p>大きな揺れを感じた場合、机の下に隠れる、窓から離れる等、自分の身を守る行動をとらせる。揺れが収まった後、速やかに、安全な場所へ避難誘導し、保護・監督にあたる。その後、速やかに児童・生徒の安否確認を行う。</p> <p>【震度4以下の場合】校舎等の設備点検を行い、異常がなければ授業を再開する。下校時は、通学路の安全確認の後、教職員の付き添いも含め、安全に配慮して下校させる。（被害状況によっては、必要に応じ、緊急連絡網等で保護者に連絡する。）</p> <p>【震度5弱以上の場合】臨時休業とし、大きな余震が予想されることから、保護者への引き渡しによる下校措置をとる。保護者不在家庭に対しては、生徒を校内にとどめる等、実態に応じた措置をとる。</p>

※特別警報・警報・注意報は、二次細分区域単位で発表されます。二次細分区域とは、特別警報・警報・注意報の発表に用いる区域で、**市町村を原則としています**。なお、特別警報・警報・注意報の発表状況を、地域的に概観するため、市町村等をまとめた地域（寝屋川市は東部大阪）で報道されることがあります。

◎雷が鳴っているとき

1. 登校時、雷がなっているときは、雷が遠ざかるまで自宅待機したのち登校させてください。
2. 生徒が在校中に雷がなっているときは、雷が遠のくまで学校待機し、下校を見合わせます。

※停電の場合等、学校の電話はIP電話のため、電話も連絡メールも使用できないこともありますのであらかじめご了承ください。

13 入学準備

1. 入学式までの予定

- ☆ 新入生保護者説明会 2/10(火) 午後4時00分～ 体育館(1時間程度)
- ☆ 入学式 4/7(火) 午前9時～12時
- ☆ 始業式 4/8(水)
- ☆ 給食開始 4/10(金)

2. 入学式までの準備物

□標準服 □通学靴 □上靴 □スクールバッグ □体操服(体育館シューズ)

3. 入学式について

①日 時 4月7日(火)

- 午前9時 グランド集合、クラス発表
- 午前9時15分 グランド点呼
- 午前9時50分 入場開始
- 午前10時 開 式
- 午前10時40分 閉 式
- 午前11時 学級活動(教科書配布)
- 午前11時50分 下 校

②持参物

筆記用具・スクールバッグ・上靴

4. 主な行事予定

- | | | | |
|-----|-----------------|----|--------------|
| 4月 | 入学式 | 1月 | 職場体験(2年)(予定) |
| 5月 | 中間テスト | 2月 | 創立記念日 学年末テスト |
| 6月 | 修学旅行 土曜参観 期末テスト | 3月 | 卒業式 |
| 7月 | 三者懇談 | | |
| 8月 | 水泳大会(予定) | | |
| 9月 | 林間学舎(1年) | | |
| 10月 | 体育大会中間テスト 文化祭 | | |
| 11月 | 三者懇談 期末テスト | | |

五中校区の凜とした学びの輪

五凜学園

施設分離型小中一貫校

未来
を創る凜とした子ども

～創造性・自立心・実行力を養い、
将来に向かって意欲的に生きる子どもの育成～

凜 としての学習態度 ◎学習習慣の定着

- 考える力を育む授業づくり
- ICT機器を活用した授業づくり
- 研究授業による授業改善
- 少人数授業でわかる授業
- ディベート教育の推進
- 学力テスト 全国・府平均値クリア
- 読書活動の推進
- 英検Jr. 正答率向上・英検3級取得

凜 としてのからだ ◎体を鍛える

- 5分間体づくり運動
- 遊びや行事を通した体力UP
- 姿勢への意識づけ
- 体力テスト 全国平均値クリア
- 児童生徒の振り返りシート
- 児童生徒の意識調査

凜 としてのこころ ◎よりよく生きる態度

- 道徳教育の充実
- キャリア教育の充実
- 児童会・生徒会での取組
- 豊かな人間関係づくり
- 長欠不登校児童生徒数の改善
- 児童生徒・保護者アンケートの活用

凜 としての生活態度 ◎生活リズム改善

- 生活アンケートの活用
- スマホ等との向き合い方の啓発
- 家庭読書の推進
- 朝食摂取率向上・食に関する指導
- ゲーム時間・就寝時刻の改善
- 家庭学習（自主学習ノート）の推進

凜 としての行い ◎地域に誇りを持てる子ども

- 「子ども議会」の充実
- 「街ピカ意識」の啓発
- 地域行事への積極参加
- 地域の一員としての自覚
- 校外の行動に自覚の意識づけ
- 地域でのあいさつ

保護者・地域・学校が共にすすめるコミュニティ・スクール

小中一貫推進部会

学力向上部 体力向上部 支援教育部 考える力部
生徒指導部Ⅰ 生徒指導部Ⅱ 事務局 養護教諭部

～小中一貫活動・研修～

- 5Goサミット実行委員会
- 5Goサミット子ども議会
- 五凜公開研究授業
- 中学校体験授業
- 五凜合同ケース会議
- SSW・SC連携・活用
- 五凜合同研修会
- 虐待防止研修

MEMO

寝屋川市立第五中学校
寝屋川市上神田2丁目8番1号
電話 (072) 838-9753